

うるま市公園整備プログラム策定委員会設置規程を次のように定める。

平成 26 年 2 月 20 日

うるま市長 島袋 俊夫

### うるま市公園整備プログラム策定委員会設置規程

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市における公園整備に関する施策を適正かつ効率的に推進するための計画（以下「公園整備プログラム」という。）を策定するため、うるま市公園整備プログラム策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

#### (委員会の所掌事務等)

第2条 委員会は、公園整備プログラム策定に関し、必要な事項を調査審議するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市計画部長、副委員長に都市計画課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (幹事会)

第4条 第2条に掲げる事項その他委員長が指示する事項を専門的に調査審議させるため、委員会の下に幹事会をおく。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事長に都市計画課長、副幹事長に都市計画課計画係長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員及び幹事の任期は、第2条及び第4条第1項にそれぞれ規定する事務が終了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会及び幹事会は、それぞれ委員長又は幹事長が招集し、その議長となる。

2 委員会及び幹事会は、それぞれ委員又は幹事の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 委員長及び幹事長は、必要があると認めたときは、委員又は幹事以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会及び幹事会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ議長及び幹事長の決するところによる。

5 委員長は、会議で調査審議した事項について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、都市計画部都市計画課に置き、庶務を処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び幹事会に関し必要な事項は、それぞれ委員長又は幹事長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成26年2月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	備考
都市計画部長	委員長
都市計画部都市計画課長	副委員長
都市計画部区画整理課長	委員
経済部農政課長	委員
経済部農水産整備課長	委員
経済部商工観光課長	委員
企画部企画課長	委員
総務部総務課長	委員

別表第2（第4条関係）

職名	備考
都市計画部都市計画課長	幹事長
都市計画部都市計画課計画係長	副幹事長
都市計画部都市計画課工事係長	委員
都市計画部都市計画課公園管理係長	委員
都市計画部区画整理課計画係長	委員
経済部農政課農政係長	委員
経済部農水産整備課計画係長	委員
経済部商工観光課観光係長	委員
企画部企画課企画開発係長	委員
総務部総務課防災係長	委員